

## 全国少年柔道協議会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）が行う全国的な少年柔道の普及・育成を図るための諸施策を策定し実施する全国少年柔道協議会（以下「少柔協」という。）の設置及び運用に関することを定めることを目的とする。

### (組 織)

第2条 少柔協は、第8条に規定する小学生以下の少年柔道を指導する団体として登録された会員で構成する。

2. 少柔協に、会長及び若干名の副会長を置く。会長には本連盟副会長を充て、副会長には第3条の委員長及び副委員長を充てるものとする。

### (中央委員会の構成)

第3条 少柔協内に、中央委員会を設置する。

2. 中央委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 5～10名
- (4) 特別委員 若干名

### (委員長および副委員長の選任)

第4条 委員長および副委員長は、理事会の承認を得て本連盟の会長が委嘱する。

### (委員および特別委員の選任)

第5条 委員および特別委員の選任は、委員長が推挙する者のうちから会長が委嘱する。

2. 委員および特別委員の任期は、2年とする。
3. 特別委員は、少柔協中央委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

### (中央委員会の任務)

第6条 中央委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 全国的な少年柔道の普及・振興に関する事業及び予算執行方法等の重要事項についての審議及び決定（第9条に定める振興対策会議で策定した事業計画案の審議を含む。）
- (2) 上記（1）で決定した大会・柔道教室の開催等の事業の実施
- (3) 第7条および第8条に定める都道府県および会員に対する支援
- (4) その他、少柔協の運営に必要な事項

(都道府県)

第7条 都道府県柔道連盟・協会内に少柔協担当部門を設置する。

2. 都道府県柔道連盟・協会は、少柔協担当委員1名を選任する。その任期は2年とし、再任は妨げない。

(会 員)

第8条 本連盟に加盟する団体のうち小学生以下の少年を指導する団体は、所属する都道府県連盟・協会を通じて、少柔協に会員登録をすることができる。会員登録は無料とする。

2. 前項の会員登録をした団体及び同団体に所属する本連盟登録会員（個人）は、本連盟及び都道府県連盟・協会が主催する大会及び柔道教室等に参加することができる。
3. 但し、前項の定めにかかわらず、普及を主目的とする柔道教室等については、登録未加入の小学生（未就学児を含む。）であっても参加することができる。

(振興対策会議)

第9条 少柔協は、少柔協中央委員と都道府県少柔協担当委員で構成される全国少年柔道振興対策会議（以下「振興対策会議」という。）を開催する。

2. 振興対策会議は、原則として毎年度1回開催することとし、全国的な少年柔道の普及・振興に関する事項を審議し、事業計画案を策定する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は、平成27年7月3日から施行する。
2. 本規程は、平成29年6月8日から一部改正して施行する。